

**改正**

昭和50年6月30日条例第12号

昭和53年12月15日条例第26号

平成9年3月24日条例第7号

平成12年3月29日条例第21号

平成29年6月22日条例第15号

岩内港の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例

(定義)

**第1条** この条例で「商港区」、「漁港区」及び「工業港区」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき町長が指定し、告示した「商港区」、「漁港区」及び「工業港区」をいう。

(禁止構築物)

**第2条** 港湾法第40条第1項に規定する条例で定める建築物その他の構築物は商港区の区域内においては別表第1に掲げるものとし、漁港区の区域内においては、別表第2に掲げるものとし、工業港区の区域内においては別表第3に掲げるものとする。ただし、町長が公益上やむを得ないと認めて許可したものを除く。

(罰則)

**第3条** 港湾法第40条第1項の規定に違反したものは、5万円以下の罰金に処する。

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に建設中の構築物は、この条例の適用については現に存する構築物とみなす。

**附 則**（昭和50年条例第12号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に建設中の構築物は、この条例による改正後の岩内港の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の適用については、現に存する構築物とみなす。

**附 則**（昭和53年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成9年条例第7号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に建設中の構築物は、この条例による改正後の岩内港の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の適用については、現に存する構築物とみなす。

**附 則**（平成12年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成29年6月22日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 別表第 1

(商港区の区域内に建設してはならない構築物)

次の各号に掲げる建築物その他の構築物以外のもの

- (1) 港湾法第 2 条第 5 項第 2 号から第 10 号の 2 まで及び第 12 号に掲げる港湾施設
- (2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、通運事業その他町長が指定する事業を行う者の事務所
- (3) 税関、海運局、港湾建設局、海上保安部、検疫所その他町長の指定する官公署の事務所
- (4) 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及びその附帯施設
- (5) 前号の工場に従事する労務者のための休泊所及び診療所

## 別表第 2

(漁港区の区域内に建設してはならない構築物)

次の各号に掲げる建築物その他の構築物以外のもの

- (1) 港湾法第 2 条第 5 項第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる港湾施設
- (2) 漁船のためのけい留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設
- (3) 漁船の修理施設、造船施設及びその附帯施設
- (4) 冷凍倉庫、冷蔵倉庫その他水産物の保管のための施設
- (5) 魚舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設
- (6) 製氷工場及び冷凍工場その他水産物の加工工場並びにこれらの附帯施設
- (7) 網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設
- (8) 漁船乗組員及び漁業関係労務者の休泊所及び診療所
- (9) 漁業会社、漁業組合その他町長が指定する団体及び業者の事務所
- (10) 水産庁その他町長が指定する官公署の事務所

## 別表第 3

(工業港区の区域内に建設してはならない構築物)

次の各号に掲げる建築物その他の構築物以外のもの

- (1) 港湾法第 2 条第 5 項第 2 号から第 6 号まで、第 8 号から第 9 号の 3 まで及び第 12 号に掲げる港湾施設
- (2) 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及びその附帯施設

- (3) 前号の工場に従事する労務者のための休泊所及び診療所
- (4) 税関、海運局、港湾建設局その他町長が指定する官公署の事務所